

| 指摘の概要 | 措置内容 | 措置状況 |
|---|---|------------|
| <p>意見</p> <p>(2) バスの車載釣銭用現金の管理について</p> <p>バスの釣銭用現金については、「市バス営業所現金等取扱要領」において定められており、釣銭が不足した場合の対応として「釣銭準備金」の取扱いを定めている。</p> <p>バスの料金箱の釣銭が不足した場合には、まず、運行時は乗客の投入した現金が釣銭箱に流れるほか、なお不足する場合には営業所において売上金から釣銭準備金として補充を行っている。</p> <p>釣銭準備金は「控除金」として銀行より現金運送業者を通じて営業所に配送されており、「控除金管理簿」にて管理されている。</p> <p>また、バスの定期点検の際には釣銭の現金を全て取り出し、営業所内の金庫に保管し、検査終了後に再度充填しているが、その際には「種銭管理簿」で取り出した日及び金額、そして点検後の充填日を記載し、所長までの決裁により管理している。</p> <p>しかしながら一方で、高速鉄道では、「駅前渡金取扱要綱」により定められた資金を券売機に充填し、売上金回収時に定額になるよう補充しているように、通常の釣銭管理では、規程等で運用方法を定め、売上から控除するのではなく、釣銭用の現金を定額で支出し、増加分及び減少分を帳簿に記入して一定時期ごとに定額になるよう補充して管理している。</p> <p>バスの釣銭については、釣銭残高の管理方法については要領に定めがなく、残高がいくらになっているか集計されていない。</p> <p>釣銭の残高については各車両にデータが存在するため、そのデータを活用して管理されたい。</p> <p>また、あわせて要領にも管理方法を記載し、適切な釣銭管理に努められたい。（営業推進課）</p> | <p>バスの車載釣銭用現金の管理については、「市バス営業所現金等取扱要領」（以下「取扱要領」）において、記載されていない内容があったため、平成29年3月31日に取扱要領を改正し、管理方法や管理に要する帳票等の取扱いを明確にした。</p> <p>あわせて、市バスの運賃収受システムにかかる営業所端末のプログラム改修を行い、平成29年3月末日以降、各車両データを活用して釣銭残高が算出できるようにした。</p> | <p>措置済</p> |